

傷害被告事件に対する意見書

日本看護管理学会
理事長 鶴田 恵子

「本件は、看護師である被告人が、勤務していた療養型医療施設である病院に入院中の高齢患者に対し、その肥厚し爪床から部分的に浮いている足親指の爪を、指先より深い箇所まで爪切りニッパーで切り取り、爪床部分に軽度の出血を負わせ、また、別の入院中の高齢患者に対して、甘皮でその根元のみが足指に着いている状態の足爪を、その周囲に貼られていたばんそうこうごと取り去るとともに、上記同様に肥厚し爪床から部分的に浮いている足親指の爪を指先より深い箇所まで爪切りニッパーで切り取って、爪床部分の軽度出血等の傷害を負わせた事実である。

看護師である被告人が、勤務する病院内において、勤務中に犯した傷害行為である点は、量刑上重視せざるを得ず、懲役刑をもって臨むのが相当である。

しかしながら他方、傷害の程度が軽微であること、被告人に前科前歴はないことから、主文の刑を量定した上、その刑の執行を猶予する。」

以上が「量刑の理由」となっている。

本意見書では、**1．爪切りの妥当性**

2．「ケア目的の看護行為ではない」とする判断について

3．看護管理者によるケアの質の保証

の3点から、日本看護管理学会の見解を述べたい。

1．基本的看護としての爪切り

わが国の看護教育において標準的な看護として採用されているテキストのひとつに『看護の基本となるもの』（湯槇ます・小玉香津子訳，日本看護協会出版会，2006年，初版 1961年）がある。この著者はヴァージニア・ヘンダーソンである。ヴァージニア・ヘンダーソンは1996年3月に98歳で逝去した。ヘンダーソンは国際看護師協会（ICN）の依頼に応じて63歳のときにこの本を書いた。『看護の基本となるもの』は、現在ICNから英，独，仏，西の4カ国語で出版されているほか25カ国語ほどに翻訳され、相変わらず看護師たちに読まれている世界のベストセラーである。

ここでは、看護の独自の機能は基本的看護とよばれ、「医学がどんなに専門分化しても、看護が治療の不可欠な一部でありまた回復とりハビリテーションの一助であるような状況のすべてに適用可能な」原理を示している。ヘンダーソンの提示した看護の独自の機能は、保健師助産師看護師法（保助看法）における「療養上の世話」を説明する際の根拠として引用さ

れることが多い。

「看護師の独自の機能は、病人であれ健康人であれ各人が、健康あるいは健康の回復（あるいは平和な死）に資するような行動をするのを援助することである。その人が必要なだけの体力と意思力と知識とをもっていれば、これらの行動は他者の援助を得なくても可能であろう。この援助は、その人ができるだけ早く自立できるようにしむけるやり方で行う。」さらに、看護師は「看護師の機能のこの部分において主導権をもち、また支配する」と述べている。そして、「看護活動の多くは単純であるが、特定の患者の特定の要求にそれを合わせるときに複雑な活動となる」と指摘している。基本的看護は人間の欲求の分析から引き出されるサービスであり、それは普遍的に同一な要素で成り立っているが、その要素は各人の必要条件に応じて変容し、さまざまな方法で満たされるのである。基本的看護の構成要素は以下の14項目である。

- 1． 患者の呼吸を助ける。
- 2． 患者の飲食を助ける。
- 3． 患者の排泄を助ける。
- 4． 歩行時および座位、臥位に際して患者の望ましい姿勢を保持するよう援助する。また患者がひとつの体位からほかの体位へと身体を動かすのを助ける。
- 5． 患者の休息と睡眠を助ける。
- 6． 患者が衣類を選択し、着たり脱いだりするのを助ける。
- 7． 患者が体温を正常範囲内に保つのを助ける。
- 8． 患者が身体を清潔に保ち、身だしなみよく、また皮膚を保護するのを助ける。
- 9． 患者が環境の危険を避けるのを助ける。また感染や暴力など、特定の患者がもたらすかもしれない危険から他の者を守る。
- 10． 患者が他者に意思を伝達し、自分の欲求や気持を表現するのを助ける。
- 11． 患者が自分の信仰を实践する。あるいは自分の善悪の考え方に従って行動するのを助ける。
- 12． 患者の生産的な活動あるいは職業を助ける。
- 13． 患者のレクリエーション活動を助ける。
- 14． 患者が学習するのを助ける。

本件の「爪切り」は、基本的看護の構成要素のひとつである「患者が身体を清潔に保ち、身だしなみよく、また皮膚を保護するのを助ける」に該当する。ヘンダーソンは、「患者は、皮膚、毛髪、爪、鼻、口腔および歯を清潔に保つための自分の必要に応じた設備、物品、また援助を与えられねばならない」とし、「患者が病気ゆえに自分の清潔の基準を引き下げるといふようなことはないようにしたい」と述べている。また、「自分の患者の入浴を世話し、歯を磨き、髪を整え、また爪も手入れすると、患者もであるが看護師が嬉しく、見違えるようになった患者の顔とちょっとした不愉快の追放に喜びを感じたものである。」と記している。

2. 「ケア目的の看護行為ではない」とする判断について

「被告人の本件各行為」において、フットケアが療養上の世話に含まれると評価できるかどうかについて検討が行われている。その結果、「被告人は、患者のためのケアであることを忘れて爪切り行為に熱中し、自由に体を動かすことも話すこともできない患者であることをよいことに、痛みや出血を避けるなど患者のために配慮することなく、「自らが楽しみとする爪切り行為を行い、患者に無用の痛みと出血を伴う傷害を負わせている」こと、および

「爪床が露出するほど爪を深く切り取る爪切り行為は職場内では患者のためのケアとは理解されていない行為」であること、「フットケアであることの説明をすることなく、自らの関与を否定し続けた」ことが、ケアの目的の看護行為ではないと判断している。

以下、これら3点について意見を述べたい。

「自らが楽しみとする爪切り行為」について

ケアについて哲学的考察をしている古典的名著『ケアの本質 生きることの意味』(ミルトン・メイヤロフ/田村真・向野宣之訳, ゆみる出版, 1987年)がある。メイヤロフはケアの主要素は、知識、リズムを変えること、忍耐、正直、信頼、謙遜、希望、勇気であると述べている。そして、第4章の、「人をケアすることの特殊な側面」のなかで、「他の人をケアすること」という記述がある。

「自分以外的人格をケアするには、私はその人とその人の世界を、まるで自分がその人になったように理解できなければならない。(中略)外から冷ややかに、あたかも相手が標本であるかのように見るのではなく、相手の世界で相手の気持になることができなければならない。」しかし、「相手の気持になるといっても、私は自分自身を見失うわけではない。私は自分のアイデンティティを保っており、相手と相手の世界に対する自分自身の反応をよく意識している。(中略)だからこそ、相手の世界の中で、私は当人を援助することができるのである。たとえば、その人ではできない何かを行うことである。」と記している。さらに、《広い意味でいえば、“相手とともにいる”ことは、ケアをすること自体の過程を特徴づけている。すなわち、他者をケアしているときに、私たちは外側から彼について知るのとは全く対照的に、彼独自の世界の中で、基本的に彼とともにいることができているといえるのである。》と強調している。

ケアの本質を体得しているベテランナースである被告人は、決して「自らの楽しみ」のために爪切り行為を行ったのではなく、爪のケアをとおして清潔になったことを患者が喜んでいるということを感じ取ったのだと考える。

「爪床が露出するほど爪を深く切り取る爪切り行為は職場内では患者のためのケアとは理解されていない行為」について

一般に、創傷治癒の促進のために壊死組織を除去するデブリドマン処置が行われる。(メルクマニュアル 18 版日本語版)

爪床が露出するほど爪を深く切り取る爪切りは、創傷治療の原則にのっとったものと考えることができる。ここではむしろ、職場内での創傷治癒に関する理解が遅れているとみるこ

とができよう。

また、肥厚し爪床から部分的に浮いている足親指の爪を放置した場合、爪がシートや衣類に引っかかり予期せず剥がれてしまうことが看護師としては予測できる。そのリスクをも考えた場合、爪切りはその時その患者に必要なケアであると、専門職である看護師がアセスメントしケアに至ったのは当然のことといえる。

「フットケアであることの説明をすることなく、自らの関与を否定し続けた」ことについて

フットケアであることの説明をすることなく、自らの関与を否定し続けたことは被告人が自由に自らのケアについて説明したりすることができない職場環境があったものと推測される。しかし、このことによって、ケアの目的が否定されるものではない。

3 . 看護管理者によるケアの質の保証

被告人は、平成 2 年に病院に就職、平成 14 年に看護課長に昇進し、東 4 階病棟、西 5 階病棟の勤務を経て、平成 19 年 6 月 1 日より東 6 階病棟の看護課長に配置された。平成 16 年か 17 年ころから入院患者の爪切りを行い実績を積んでいる。

本件は東 6 階病棟に配置された直後に発生している。基本的看護が十分ではないと判断した新任の看護管理者が自らの実践によってケアの質の向上をはかりたいと考えたものと推測することができる。しかし、新任の看護管理者のケアに対する方針が理解されない人間関係など職場環境の問題が容易に推測される。被告人はむしろ看護の質の保証を実践しようとした看護管理者であると見ることができる。

これらのことから、本件は傷害事件ではないことを確信するものである。